

函館市プレミアム付商品券取扱事業所募集要領
(令和7年8月発行分)

本募集要領は、「函館市プレミアム付商品券発行事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、函館市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を取扱うことができる事業所（以下「取扱事業所」という。）の募集を実施するものであり、募集要領に定めのない事項については、実施要領を準用します。（商品券の発行概要は、別紙参照）

1 募集対象者（取扱事業所の資格）

- 募集対象者は、函館市内にある小売業、飲食業、各種サービス業等の店舗とします。ただし、風俗営業等、公序良俗に反する場合、函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除きます。

2 申請方法

- 函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する提出先に、別に定める取扱事業所登録申請書および誓約書を提出し、取扱事業所としての指定を受けていただきます。
- 商店街団体や事業協同組合等が、募集対象者となる組合員・会員店舗を代表して申請することもできます。この場合、ステッカー、ポスター等の各店舗への送付および換金等の手続きに関しても申請者（代表者）が行うこととなりますので、ご注意ください。
- 申請者等に対し、実行委員会から確認の連絡をすることがあります。
- 商品券の取扱いは、「紙商品券および電子商品券」または「紙商品券のみ」のいずれかを申請時にご選択いただきます。
- 指定された取扱事業所は、商品券を販売する際、購入者に配付するチラシ等に掲載させていただきます。
- 指定された取扱事業所等には、順次、指定通知書のほか、商品券の取扱いに関するマニュアルやステッカー、ポスター等を送付します。

3 申請書提出先

- (1) 下記のURLにアクセスし、専用フォームより申請してください。

<https://hakodate-premium.com>

- (2) 下記の提出先に郵送または持参してください。

〒040-0011

函館市本町6番12号ブリック函館3F

株式会社ニッセンレンエスコート函館支店内

「函館市プレミアム付商品券発行事業事務処理センター」

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日および年末年始を除く）

4 申請書提出期限

令和7年5月12日（月）から随時受付を行います。

ただし、商品券を販売する際、購入者に配付するチラシ等への掲載を希望する場合は、令和7年6月20日（金）締切とします。

5 取扱事業所の負担

登録に要する費用、使用済み商品券の換金に要する手数料は無料です。

6 取引の対象

取扱事業所は、紙商品券を持参または電子商品券での支払いを指定した消費者に対し、商品券の使用期間である令和7年8月8日（金）から令和8年2月7日（土）までの期間に限り、取扱事業所が扱う物品の販売や、サービス等の提供をしなければなりません。

また、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- (1) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行、取扱事業所以外の事業所への支払いが実質的に可能となるものへの支払い
- (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (3) 商品券を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- (4) 換金性の高い金券等（各種有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手、印紙など）の購入
- (5) 国および地方公共団体への支払い（税、保険料、指定ごみ袋等）
- (6) 出資や債務、公共料金、不動産賃料、商品仕入れ等の支払い
- (7) その他実行委員会が相応しくないと認めるものの支払い

7 商品券の換金

- 紙商品券の換金方法はオンライン回収方式および実券回収方式とし、オンライン回収方式については月6回、実券回収方式については月2回の締日を設け、取扱事業所毎の指定口座に入金します。（具体的な換金サイクル、最終の締日（換金期限）については、後日送付の取扱マニュアルに掲載します。）
- 電子商品券の換金は月に6回の締日を設け、締日より3営業日後に取扱事業所毎の指定口座に自動で入金します。

8 取扱事業所の遵守事項および責務

取扱事業所は以下のことを守ってください。

- (1) 実行委員会が送付するステッカー、ポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できるなど、不正使用が明らかな場合は、紙商品券の受取りあるいは消費者による電子商品券による支払いを拒否するとともに、その事実を実行委員会に報告すること。

- (3) 取引によって紙商品券を受け取った場合は、再流通（２次使用）を防止するため、紙商品券の裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
取扱事業者の責に起因して再流通（２次使用）が発生した場合は、換金後であっても返金の求めに応じること。
- (4) 取引によって取得した紙商品券を再利用してはならない。
- (5) 取扱事業所の自店換金を目的とした商品券の購入・取得をしてはならない。
- (6) 取引によって取得した紙商品券の盗難・紛失・換金期限切れ等による損失については、取扱事業所の責任・負担とする。
- (7) 紙商品券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (8) 取扱事業所の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を実行委員会に届け出なければならない。
- (9) その他本事業の目的に反することをしてはならない。

9 取扱事業所の指定取消し

取扱事業所が以下のいずれかに該当する場合には、取扱事業所の指定を直ちに取消すとともに、実行委員会に損害を与えた場合には、その損害を実行委員会に対して弁償するものとします。

- (1) 虚偽その他の不正な手段で取扱事業所登録申請があった場合
- (2) 募集要領の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員および函館市暴力団等排除措置要綱第２条第３号から第６号に規定する暴力団等であることが判明した場合

10 辞退

商品券の取扱いを辞退しようとする取扱事業所は、実行委員会に対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

11 お問合せ

函館市プレミアム付商品券発行事業事務処理センター

電話番号 ０１２０－５２５－０９０

受付時間 ９：００～１７：００（土・日・祝日および年末年始を除く）

別紙

「函館市プレミアム付商品券」発行概要

1	発行者	函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
2	購入対象者	平成19（2007）年4月1日以前に生まれた函館市民
3	発行総額	42億円（35万セット・口、プレミアム率20%含む） うち 紙商品券 30億円（25万セット） うち 電子商品券 12億円（10万口）
4	販売価格	紙商品券 1セット 10,000円 電子商品券 1口 10,000円
5	額面	紙商品券 1セット 12,000円（1,000円×12枚） 電子商品券 1口 12,000円
6	事前申込み	令和7年7月1日（火）～令和7年7月14日（月）
7	販売期間	令和7年8月8日（金）～令和7年8月17日（日）
8	使用期間	令和7年8月8日（金）～令和8年2月7日（土）

『2025年度函館市プレミアム付商品券』取扱事業所登録申請書

函館市プレミアム付商品券発行事業の趣旨に賛同し、取扱事業所として登録を申請します。
登録後は、取扱事業所募集要領に定められた事項を遵守いたします。

■ 申請日 2025年 月 日

■ 申請者【必須】

							-				
事業者名	フリガナ										印
代表者名	フリガナ										
住所（所在地）	〒 -										
	電話番号	() -									
担当者名						担当者連絡先 (上記と異なる場合記載)		() -			
	メールアドレス										

■ 店舗情報【必須】

							-				
取扱店舗名 (取扱店一覧チラシ掲載名)	フリガナ										
店舗所在地	〒 -										
	電話番号	() -									
	店舗URL										
業 種 (該当するもの1つに ○をつけてください)	1.デパート、ショッピングセンター		2.スーパー、コンビニエンスストア		3.ホームセンター、家具、家電		4.衣料品、靴、クリーニング				
	5.眼鏡、時計、宝飾		6.飲食店、仕出し、弁当		7.菓子、パン		8.酒、肉、青果、各種食料品				
	9.土産品、ギフト、雑貨		10.書籍文具、印鑑、写真		11.薬局、ドラッグストア		12.理美容、美容クリニック				
	13.ホテル、旅館		14.スポーツ、レジャー、旅行関連		15.ガソリンスタンド、燃料		16.生活、サービス関連				
	17.車、バイク、自転車		18.タクシー、バス		19.建築関連		20.その他 ()				

■ 入金ご指定口座【必須】

※店舗毎に異なる口座への振込をご希望の場合は、店舗毎に申請書をご提出ください。

金融機関情報	金融機関名	コード（4桁）					支店名	コード（3桁）					
		銀行 農協 信金 漁協 信組 金庫											
	種類	普通預金 ・ 当座預金 （該当に○）						口座番号					
口座名義	フリガナ												

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、インターネット等で振込用の店名・預金種目・口座番号を確認のうえご記入ください。
※旧みちのく銀行の口座をご利用の場合は、青森みちのく銀行の金融機関コード等をご記入ください。

■ 商品券の取扱い【必須】

⇒

(A～Dいずれかに○をつけてください)

A	電子商品券 + 紙商品券（オンライン回収※）
B	電子商品券 + 紙商品券（実券回収※）
C	紙商品券（オンライン回収※）のみ
D	紙商品券（実券回収※）のみ

※「オンライン回収」は商品券に印字されたQRコードの読み取りにより換金申請を行う回収方式で、「実券回収」は使用済み商品券を郵送または持参によりご提出いただく回収方式です。

--	--	--	--	--

- ※ 函館市プレミアム付商品券取扱事業所登録申請をする際は、必ず申請書に本誓約書を添付してください。
- ※ 専用フォームより申請を行う場合は、フォーム内の同意ボタン等の押下をもって本誓約事項を承認されたものとみなします。
なお、本誓約の日付は申請日と同日と致します。
- ※ 本誓約書の同意がない場合は、函館市プレミアム付商品券取扱事業所の指定を受けることができません。

誓約書

函館市プレミアム付商品券取扱事業所の指定に関して、次のとおり誓約します。

- 次の1～5のいずれにも該当しません。
- 1 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - 3 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - 4 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる。
 - 5 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

以上

年 月 日

函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会 様

所在地

名称

代表者名



※代表者本人が署名した場合は、押印不要です。

※A4サイズでプリントアウトしてください。

外線に沿って切り取り、のりしろ部分をしっかりと貼り合わせてご使用ください。

040-0011

切手を貼って
ご郵送ください。

のりしろ

函館市本町 6 番 1 2 号 ブリック函館 3 F
(ニッセンレンエスコート函館支店内)

函館市プレミアム付商品券発行事業事務処理センター 行

住所 (所在地)

事業者名

6-11-2